

フィレンツェ市における「領事出張サービス」の御案内

この度、在イタリア日本国大使館では下記の日程にて「領事出張サービス」を実施します。

在外選挙人名簿登録以外の手続きについても、可能な範囲で受け付けます。御希望の方は、準備の都合上、その内容等を事前に当館領事班（連絡先は下記を御参照ください）まで御連絡ください。

多くの方々のお越しをお待ちしております。

1. 日時：2015年 3月20日（金）15：00～18：00
3月21日（土） 9：00～12：00

場所：HOTEL ORTO de' MEDICI 内会議室

住所：Via San Gallo, 30

電話：055-483427

2. 手続き可能な領事事務：

（1）在外選挙人名簿登録、在外選挙人証記載事項変更申請

○在外選挙人名簿登録を御希望の方は、以下の書類を御持参ください。

- ①旅券または本人の写真のついた公的機関発行の身分証明書
- ②現住所に3ヶ月以上居住されていることを証する書類（滞在許可証など）
在留届を3ヶ月以上前に提出されている方は②は不要です。

注）日本国内の最終住所地市区町村に「転出届」を提出されていない方は、在外選挙人名簿に登録することが出来ません。（既にイタリアにお住まいの方でも、日本の親族を介しての提出、または「転出届に準ずる届出」を海外から市区町村に送付することが出来ます。）

居住期間が3ヶ月未満の方でも登録申請ができるようになりましたので在留届と同時に提出していただけます。

※以下の手続きに必要な書類については、当館ホームページをご覧ください。

（2）旅券の交付

事前に申請を郵送で受け付ける必要があります（一往復半の郵送のやりとりが必要）。ご希望の方は、別紙の請求書に所要事項を記入の上、旅券の写し、

2. 15ユーロ分の返信用切手を 3月2日（月） までに領事班宛に送付してください。（郵送が間に合わない場合は、FAX又はE-MAILにて送付してください。）

（3）各種証明書の交付

事前にFAXにて申請を受け付けますので、ご希望の方は、3月13日（金） までに領事班に電話（06-487991）でご連絡ください。

（4）戸籍・国籍関係届け出の受理

事前に届出書の確認をしますので、御希望の方は、3月13日（金）

までに領事班に電話（06-487991）で御連絡下さい。

(5) その他

在留届の受付、日本国運転免許証の返還（以前に当館から連絡があった方のみ。事前にご連絡ください）、領事関係の各種ご相談も受け付けます。

3. 本件連絡先：在イタリア日本国大使館 領事班（担当：市川（いちかわ）、倉浪（くらなみ））

電話（代表） 06-487991

FAX（領事班直通） 06-4201-4998

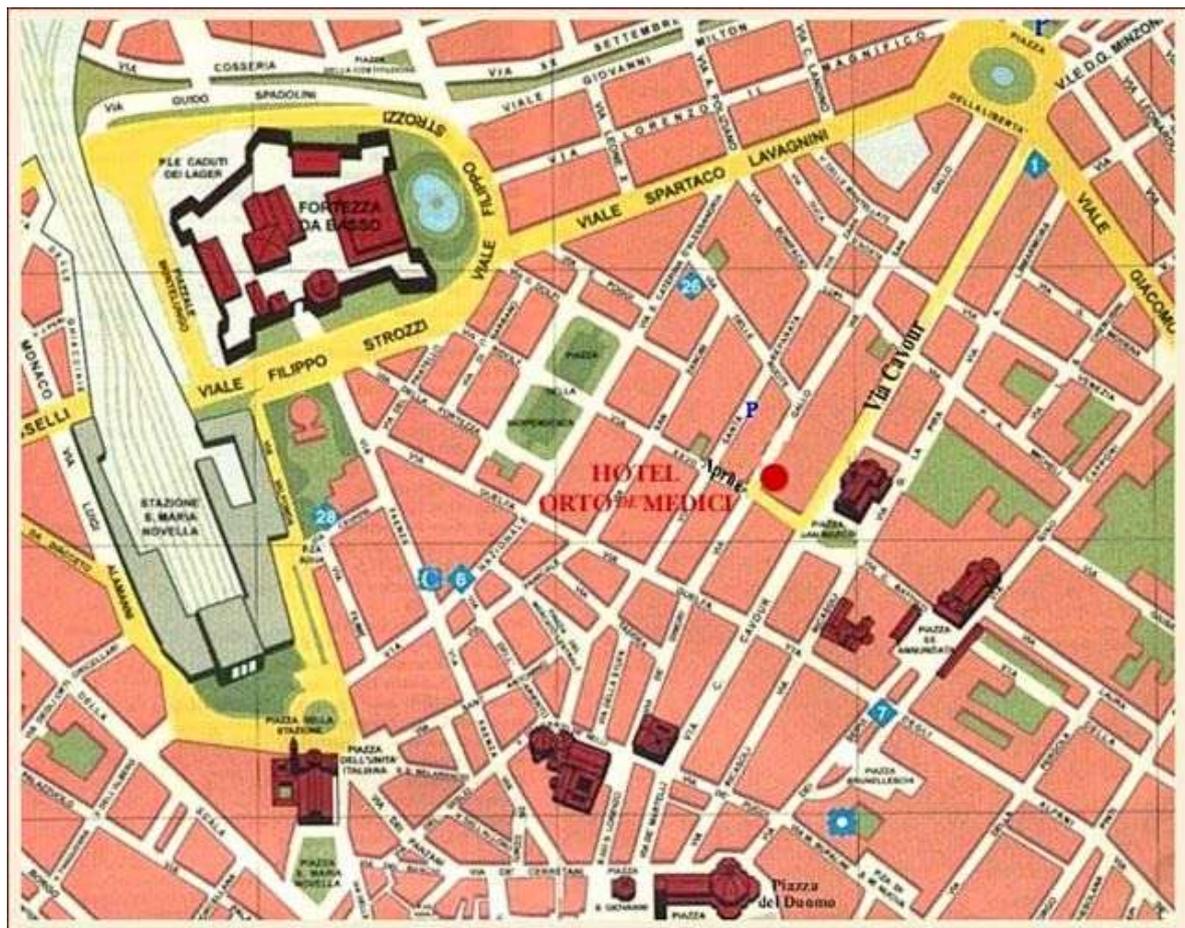
メールアドレス consolare@ro.mofa.go.jp

ホームページ http://www.it.emb-japan.go.jp/index_j.htm

在留届の変更は？

在留届は緊急時の安否確認にも使われます。ご帰国や変更を届け出ていただくと、安否確認や留守宅への連絡が迅速に行えます。届出は忘れずに行ってください。

会場地図



領事出張サービスのための旅券申請書 請求書

(領事出張サービス時のみ有効です)

1. 申請者氏名：(氏) (名)
(パスポートが必要な方の戸籍上の氏名)

申請者ローマ字氏名：

保護者氏名(20歳未満の場合)：

2. 生年月日： 西暦 年 月 日 (満 歳)

3. パスポート番号： 有効期間満了日： 年 月 日

4. 現住所：

申請書送付先：

5. 連絡先電話番号： (日中連絡がつく電話をご記入ください)

6. 在留届提出の有無： 有り (□インターネットでの届出) 無し

7. 入手希望申請書等 (必要な申請書・申出書等に✓印を付してください。)

5年旅券申請書 (20歳未満は5年旅券のみ)

10年旅券申請書

○記入済の請求書、旅券写し、2.15ユーロの返信用切手を3月2日(月)までに領事班宛に送付して下さい。

(郵送が間に合わない場合は、FAX又はE-MAILにて送付して下さい。)

大使館住所：Ambasciata del Giappone (Sezione Consolare)

Via Quintino Sella, 60 00187 Roma